別添１第１の４中「官房秘書課広報室」を「大臣官房秘書課広報室」に、「官房会計課」を「大臣官房会計課」に、「官房人事課」を「大臣官房人事課」に、「官房施設課」を「大臣官房施設課」に改める。

別添１第２の４中「官房秘書課付」を「大臣官房秘書課付」に改める。

別添１第２の５中「官房秘書課広報室長」を「大臣官房秘書課広報室長」に改める。

別添２第１の１を次のように改める。

１　法務省対策本部は、次に掲げる本部長、副本部長、本部員及び幹事により構成する。

本 部 長：大臣
副本部長：副大臣
副本部長：大臣政務官
副本部長：事務次官
副本部長：官房長
本 部 員：大臣官房審議官（総合政策統括担当）
本 部 員：大臣官房秘書課長
本 部 員：大臣官房人事課長
本 部 員：大臣官房会計課長
本 部 員：大臣官房施設課長
本 部 員：大臣官房訟務総括審議官
本 部 員：大臣官房司法法制部長
本 部 員：民事局長
本 部 員：刑事局長
本 部 員：矯正局長
本 部 員：保護局長
本 部 員：人権擁護局長
本 部 員：入国管理局長
本 部 員：法務総合研究所長
本 部 員：その他本部長が指名する者
幹　　事：大臣官房訟務企画課長
幹　　事：大臣官房厚生管理官
幹　　事：大臣官房司法法制部司法法制課長
幹　　事：民事局総務課長
幹　　事：刑事局総務課長
幹　　事：矯正局総務課長
幹　　事：保護局総務課長
幹　　事：人権擁護局総務課長
幹　　事：入国管理局総務課長
幹　　事：法務総合研究所総務企画部長
幹　　事：公安審査委員会事務局長
幹　　事：大臣官房参事官（総合調整担当）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：その他本部長が指名する者

別添２第３の１を次のように改める。

１　法務省対策本部に事務局を置き、次に掲げる事務局長、事務局長補佐、事務局次長及び事務局員により構成する。

事 務 局 長：大臣官房秘書課長
事務局長補佐：大臣官房参事官（総合調整担当）
事務局長補佐：大臣官房参事官（予算担当）
事務局長補佐：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房会計課庁舎管理室長（本省が被災した場合に限る。）
事 務 局 次 長：大臣官房秘書課広報室長
事 務 局 員：大臣官房の秘書課、人事課、会計課、施設課及び厚生管理官の補佐官、係長、係員等の職員であって、事務局長が指名する者

別図中「官房秘書課」を「大臣官房秘書課」に、「官房人事課」を「大臣官房人事課」に、「官房会計課」を「大臣官房会計課」に、「官房施設課」を「大臣官房施設課」に、「官房厚生管理官」を「大臣官房厚生管理官」に、「官房司法法制部」を「大臣官房司法法制部」に、「訟務部門」を「大臣官房訟務部門」に改める。

文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省・文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条５項の規定に基づき公表する。

平成26年5月14日

文部科学大臣　下村　博文
文化庁長官　青柳　正規

文部科学省・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

目次中「第５節　放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等　１　平素からの備え　２　武力攻撃事態等への対処に関する措置　３　武力攻撃災害の復旧に関する措置」を「第５節　武力攻撃原子力災害への対処に関する措置　１　平素からの備え　２　武力攻撃原子力災害への対処に関する措置」に改める。

第１章２⑷中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改め、「，菅平体育研究場」を削り、同章２⑸を削り、同章２⑹の見出し中「大学附属病院」を「大学病院」に改め、同章２⑹を同章２⑸とし、同章２⑺を同章２⑹とする。

第１章３⑴中「大学附属病院」を「大学病院」に改める。

第２章第１節２本文を次のように改める。

文部科学省及び文化庁は，武力攻撃事態等において，国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため，関係職員への情報伝達，非常参集等を直ちに行う。

連絡体制，非常参集体制については，別に定める。その際，首都圏が被災し，通信が途絶した場合を考慮する。

第４章第１節５⑵中「への提供」を「へ提供すること」に改める。

第４章第２節中「指定地方行政機関の長〔水戸原子力事務所長〕及び」を削り、「大学附属病院」を「大学病院」に改める。

第４章第４節中「大学附属病院」を「大学病院」に改める。

第４章第４節２⑴中「。また，国及び指定公共機関〔国立病院機構，日本赤十字社〕が実施する医療活動のための医療施設としての役割も担う」を「とともに，自らの医療施設等において医療活動を実施する」に改め、同節２⑶ア本文を次のように改める。

文部科学省は，対策本部等の要請に基づき，放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに，大学病院に対し，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や，放射線医学総合研究所等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所が行う場合，これへの協力について要請する。

第４章第４節２⑶ウ中「，国からの要請に基づいて」を削る。

第４章第５節の見出し中「放射性同位元素等取扱施設等の安全確保」を「武力攻撃原子力災害に関する措置」に改め、同節１⑴を削り、同節１⑵を同節１⑴とし、同節１⑶及び同節１⑷を削り、同節１⑸中「さらに，」の次に「必要に応じて」を加え、同節１⑸を同節１⑵とし、同節１⑹の見出し中「三次」を「緊急」に改め、「構築」の次に「への支援」を加え、同節１⑹本文中「三次」を「緊急」に、「に努める」を「を支援する」に改め、同節１⑹を同節１⑶とする。

第４章第５節２を次のように改める。

２　武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

⑴　武力攻撃原子力災害時の職員の派遣等

対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき，対策本部，武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行うとともに，放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構などの関係機関等の専門家の現地への派遣に協力を行う。

⑵　緊急被ばく医療

必要に応じ，放射線医学総合研究所の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで，被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について，現地医療関係者等を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行う。また，大学病院に対しても，同チームと同様の活動を行うよう要請する。